平成 17 年 7 月 25 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成 16 年 8 月 24 日付けで諮問された知事への手紙非公開の件(諮問第 309 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 16 年 3 月頃に提出された「知事への手紙」(特定の区画整理事業区内の違反転用について)を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事(以下「知事」という。)が、平成 16 年 6 月 21 日付けで、平成 16 年 3 月頃に提出された「知事への手紙」 (特定の区画整理事業区内の違反転用について)(以下「本件行政文書」 という。)を非公開とした処分(以下「本件処分」という。)のうち、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 4 号に該当するとして非公開とした部分の公開を求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 条例第5条第4号に該当するというためには、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められており、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されている。

本件処分は、情報を公開することによって事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずる理由について具体的な説明がないし、本件行政文書を公開しても、県の機関の事務事業の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない。

- イ 神奈川県県民部広報県民課のホームページでは、「知事への手紙」及びそれに対する回答の一部を公開していることからも、条例第5条第4号に該当するという処分は違法である。
- 3 実施機関(県民部広報県民課)の説明要旨 実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。
- (1)本件行政文書について

本件行政文書は、神奈川県の広聴制度として実施している「わたしの提案(知事への手紙)」制度により、平成16年3月頃に県民から寄せられた、特定の区画整理事業区内の違反転用に関する手紙である。

(2)条例第5条第4号該当性について

ア 「知事への手紙」制度は、県民から県政に対する提案、意見等をもらい、県政に対する県民の参加を推進し、県政を県民とのパートナーシップによりつくりあげていく趣旨で設けている制度で、寄せられた提案、意見、苦情等に対する県の取組や考え方を提案者に知事名で回答する個別広聴制度である。

県政に対し、広く、忌たんのない意見等を寄せてもらうためには、住所、氏名のみならず、発信した情報の秘匿性が担保されなければならない。仮に、本制度を通じて提案された手紙の内容がそのまま第三者に公開される可能性があることとなった場合には、情報の秘匿性を前提とした本制度に対する県民の信頼を失い、多くの県民が本制度を通じた意見発信をためらう結果を招来することととなり、県民から広く意見を聞き、開かれた県政の推進を目的とする本事業の執行に支障が生じることは明らかである。

したがって、本件行政文書は、条例第5条第4号に該当するため、非 公開とした。

イ 不服申立人の主張するとおり、知事への手紙の一部は、その要旨が、神奈川県のホームページの「声のひろば」に掲載されている。しかしながら、「声のひろば」は県政に対する課題を県民に共有してもらう目的とともに、県の施策内容を広報する機能も持っているため、掲載する情報は、県民生活に直結しているか、県民全般に共通した課題に限定している。掲載する場合は、内容についても要旨のみにとどめる等、提案内容を見るだけでは提案者や提案に関係する第三者に対する憶測や推定が働く余地がないような配慮を事案の選定や編集段階で十分に講じ、個人情報の秘匿性を原則としている。また、「声のひろば」に掲載するのは年間3,200 件程度の知事への手紙のうち 40~50 件であり、本件行政文書のような特定課題は、「声のひろば」に掲載する対象ではない。

4 審査会の判断理由

(1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会 審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員 から口頭による説明を聴取した。なお、不服申立人は意見陳述を希望しな かったため、口頭による意見聴取を行わなかった。

(2)不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、条例第5条第4号に該当するとして非公開とした部分である。

以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

(3)条例第5条第4号該当性について

- ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は 地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開する ことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開 とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を 例示している。
- イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。
- ウ 「知事への手紙」制度は、県政に対する県民の参加を推進し、県政を 県民とのパートナーシップによりつくりあげていく趣旨で設けている制 度で、知事に寄せられた提案、意見、苦情等に対する県の取組や考え方 を提案者に知事名で回答する個別広聴制度である。

この「知事への手紙」制度において、提案者は「わたしの提案」専用 封書、ファックス、電子メール及び一般の封書等により、知事あてに信 書を提出するのであり、その信書の内容がそのまま公開されることは提 案者の予想するところではない。

したがって、仮に氏名等に限らず提案内容等が公開されることになると、情報の秘匿性を前提とした「知事への手紙」制度に対する県民の信頼を失い、多くの県民が「知事への手紙」制度を通じた意見発信をためらう結果を招来することは明らかである。

エ また、不服申立人は神奈川県県民部広報県民課のホームページで、「知事への手紙」及びそれに対する回答の一部を公開していることから も、条例第5条第4号に該当するという処分理由は違法であると主張し ている。

確かに、知事への手紙の一部は、その要旨が、神奈川県のホームページの「声のひろば」に掲載されているものの、その内容は要旨のみにとどめる等、提案者や提案に関係する第三者に対する憶測や推定が働く余地がないように配慮されており、提案者の信書の全部又は一部がそのまま公表されるような運用がされている事実は認められない。

オ 以上のことから、本件行政文書を公開することは、県民から広く意見 を聞き、開かれた県政の推進を目的とする「知事への手紙」事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4 号に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処	理	内	容
平成16年8月25日	諮問書を受	理		
8月30日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求			
10月1日	実施機関から非公開等理由説明書を受理			
10月 5 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付			
平成17年1月7日 (第42回部会)	審議			
2月17日 (第43回部会)	審議			
3月28日 (第44回部会)	審議			
4月18日 (第45回部会)	審議			
5月6日	指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取			
5月23日 (第46回部会)	審議			
6月3日 (第47回部会)	審議			

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職	備考
金子	正史	同 志 社 大	学教授	会長職務代理者
沢 藤	達夫	弁護士(横浜	〔弁護士会)	
鈴 木	敏 子	横 浜 国 立	大 学 教 授	部 会 員
竹森	裕 子	弁護士(横浜	〔弁護士会)	
玉巻	弘 光	東海大	学 教 授	部 会 員
千 葉	準 一	首 都 大 学	東京教授	
堀 部	政 男	中 央 大	学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年7月25日現在)(五十音順)